

〔101頁〕
文久四子正月十三日

一今朝暫職増野又十郎方より授有之候趣八、
山口御旅館御式台是迄四段御奏者中え相達
三人詰二被仰付候、早速及廻達候事
候様との義二付、早速及廻達候事
子ノ正月十三日
松原鉄之助・増野太兵衛記

文久四改元（改元は二月廿日）
元治元子ノ三月廿六日

一今朝益田三郎左衛門方より授の趣は、世
上庖瘡流行二付、為安痘今日より授の趣は、世
御山稻荷社二付、おゐて御祈禱被仰付候、え
御札守受下ケ尚参詣等相達候様二と次第被
仰付候、早速及廻達候事
子ノ三月廿六日
仁保嘉内・増野弥一郎

元治元子ノ四月六日

一今朝暫職増野又十郎方より授有之趣八、
旦那様御事此度御御方より授有之趣八、
付山成口御旅館御式台御奏者組、為遊候、
中は二被との御事二付候、早速及廻達候事
候様二被との御事二付候、早速及廻達候事

同廿五日

今朝旦職益田三郎左衛門方より授有之候趣八、
は被旦遊御歸館候、是迄二付、相濟ル、廿九日中迄二山口趣
口へ御儀二者付、早速及廻達候事
二と御儀二者付、早速及廻達候事

同日

一今朝職役益田三郎左衛門方より、別紙早
通り半間中へ相達候様二との儀、紙早
速及廻達候事

〔102頁〕
別紙左の通り

来のおル廿九日、兼て被定置候所、本書雨
天の節ノ八天響、兼て被定置候所、本書雨
子ノ四月廿五日
月番 井上龜槌・松原宗兵衛

元治元年甲子五月十二日

一月番呼出二て益田三郎左衛門方より、別
紙の通及廻達候事
早速及廻達候事

一英別紙左の通八の儀申立候段、過ル四日不
相知馬関え襲来の儀、申立候段、過ル四日不

長崎仕出二被住進有之候、度々、襲来被聞
儀、は追々沙汰被仰付、之度々、襲来被聞
共、此度の儀は相違無之候、度々、襲来被聞
馬関の出張の面々、其の論筋、其の指
物、前の覚悟候様被仰付候事
嚴重二相待候様被仰付候事

右の通、組支配中へも可被相触候事

子のノ五月十日沙汰御触有之候、通就て何時御内
張、沙汰被仰付候、難付有之候、通就て何時御内
断、其のノ五月十日沙汰御触有之候、通就て何時御内
子覚悟ノ五月十日沙汰御触有之候、通就て何時御内

*物前ニ戦が始まる前、戦のまぎわ

同（元治元子五月）十六日

一今般英夷・蘭夷馬関襲来の趣有之段、張
公儀無触達、相成候、異変、差起り今御出、張
の儀張候、有之候、此の間も、難斗、被仰付承知の覚悟時
可出之段、有之候、此の間も、難斗、被仰付承知の覚悟時

候然急御場海御出の張
 二仰付候軍御京上支御備之節
 自付前二相違無御之京定御度
 然候後相御可御物行軍・組節
 被仰儀付御可御上候定御度備
 兼御上候通御可御上候定御度
 無御上候通御可御上候定御度
 改油候御京可御沙被相心成得候
 事被仰付候候悟京御沙被相心成
 得役候候候候候候候候候候候候

付り 異変出来急御出張の節候ハ旅上館頭出候様
 兼被定置候所へ張御出候八一頭出候様
 函受候事伍列を會し山口御旅上館頭出候様
 被仰付候變差起別御沙正銘所出候ハ口御旅上館頭出候様
 斷駟海仰付候變差起別御沙正銘所出候ハ口御旅上館頭出候様
 付り 断駟海仰付候變差起別御沙正銘所出候ハ口御旅上館頭出候様
 付り 断駟海仰付候變差起別御沙正銘所出候ハ口御旅上館頭出候様
 付り 断駟海仰付候變差起別御沙正銘所出候ハ口御旅上館頭出候様

月番 松野重内・山崎十郎左衛門

南^{*} 南の領分(切畑と小鯖)
 (元治元子)五月廿二日

今般公儀、甲冑は操練の内被仰付、
 被遊於儀、甲冑は操練の内被仰付、
 候と仰候京都御進之兼發御御沙汰相成候銘
 連へ被遊於儀、甲冑は操練の内被仰付、
 無候と仰候京都御進之兼發御御沙汰相成候銘

付り 本末従公儀御觸達無之日、二物格物て可
 の儀不ダ相候儀共御觸達無之日、二物格物て可
 有儀不ダ相候儀共御觸達無之日、二物格物て可
 八哉、二相聞候儀共御觸達無之日、二物格物て可

被仰付候事
 付り 沙衣類送御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀
 送御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀
 出御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀
 其御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀
 出御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀
 其御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀

* 綿入^{わたいれあわせ} 間の綿入は暑衣では寒いその
 * 単物^た 裏中の間は暑衣では寒いその
 秋へのかなのけいてる着る衣服、初夏から初

同(元治元子五月)廿三日

御進發御召候儀、此度御召候儀、
 持人御召候儀、此度御召候儀、
 居候御召候儀、此度御召候儀、
 申候御召候儀、此度御召候儀、
 槍持候御召候儀、此度御召候儀、

付り 自分無人の御人可仰候へ被申
 出候儀、此度御召候儀、
 是具持足共二御人可仰候へ被申
 尤候は道是具持足共二御人可仰候へ被申

此度御召候儀、此度御召候儀、
 送御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀
 出御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀
 其御通候ハ有儀仰候ハ月定此以兼御儀

一自身具足用意の部も山口迄一同送方被仰
付候条、風呂敷包ニシテ銘々名札を付、
来ル廿六日迄二無間違御手当方へ同断
右の通り無間違可被相心得候事

五月廿三日

月番 松野重内・山崎十郎左衛門

元治元子六月十日

此内於山口、操練の節着用の自身甲冑送り、
戾相成居候間、於心光寺引渡可被仰付候事
御武具方与相の上、早速受方可有之候事

* 於山口、操練の節 六月六日大道繁枝松原で行われた。
* 与相 問い合わせ

同十一日

一 旦那樣御事御家政御取糺として御暇の儀
被仰出候處、御往來廿日の御暇被免
候御歸座候今一十日 依之御駕來中へ内意
遊御付候事 御道人座迄御不申候事
被仰承懸御用座迄御不申候事

一 御歸座中五日六日二巻度宛御機嫌伺半間
一 惣代を以、申上候様被仰付候事
一 御往來筋屋敷前、塵芥其外見苦敷物取散
し不申様氣を付、掃除可被申付候事

付り堀其外取繕等二及ひ不申候尤御往
候来水溜り且荒所杯有之、御足障り二相成
候様の所柄は仕直し可被申付候事

同(元治元子六月)十六日

一 今般京都御進発の御沙汰二付、旦那様御
御事、近々の銘々用意可有之候事
御供沙汰の銘々用意可有之候事

付り惣勢御繰出の儀は未ダ御日限不相定

【106頁】

付り 候御軍え共、来ル廿日比過の趣二相決候事
の御前役物、之候支度尤、冬御儀は二追付候
品へは寄器可改被仰付候哉も簡便之第、其段儀は追付候
触達シ寄器可改被仰付候哉も簡便之第、其段儀は追付候

右の廉々、邑政堂呼出二て授ケ相成候二付、
夫々早速及廻達候事

同(元治元子六月)十八日

一 勤場と申名目被差止、以来邑政堂と唱被
仰付候事
一 当役中、邑政堂出勤朝五ツ時、八ツ時下
り定法二被仰付候事

付り難差置御用筋有之候節は、本文下り
ひ刻限心得肝要儀二候事 成丈ケ速二相運

一 御家來中、請願書を始メ届出候事、其外惣て、
役出中、邑政堂御出候様被仰付候儀
中宿後、に於下御來、御筋向候儀
は留候、於宅申出無之様被仰付候儀

付り本文の通被仰付候格も、非常又は難
付り差置儀申出の儀は勿論御筋捨候事
付りお當役申出の儀は勿論御筋捨候事

一 御家來中御用二付、邑政堂呼出シ被仰付
一 罷出候節は、邑政堂届ケ置、御殿御式
右の通今般候様被仰出候二付、為心得沙汰
被仰付候事
同十九日

一 今般の御進発、大小身共槍持一人被付

* 出浮キ 出向くこと

同日(元治元子六月廿二日)

此度御上京、御供の意、須着より御り
萩着迄、御兵糧、自身用、御供の意、須着より御り
仕渡シ、御心付、内意、相達候事

同日

一御上京御供の銘々、来ル廿四日夕八ッ時
出揃候様沙汰被仰付候事、後日の儀八又々追出
沙汰儀可被仰付候事

同日

一近來異艦屢令通行、動やもすればは地方近ク乗寄
せ、海岸測量、中、静観、御の狼心有之様
相見、急變、斗、の、御は、海陸及御手向、重
儀取調へ、襲、御依之、御筋議、候、的、詮
の旨、趣、無伏、御、及、建、言、候、被、仰、候、事、所、存

付り本文の趣、来ル十日を限書面を以、
惣軍見合役座迄可被申出候事

右の廉々邑政堂呼出二て授ケ相成候二付、
夫々早速及廻達候事
月番 小国彦兵衛・俣賀多禄・吉賀徳蔵

* 覬覦 つかがいのぞむ、非望を企てる

同日

一 来月五日六日間、山口御出馬二て被遊御
二 上京候段御到来、之、御人数来月三日迄
付り市中住居の銘々、候事
船二て萩廻り罷出候様被仰付候事 尤萩

候具足、持遠手人御進発の儀二段兼て触ケ達無用の付
雑人相背(背)キ候様被仰付候二付、具足持召
連、候、来、不、及、候、具、小、儀、方、呂、敷、包、二、出、シ
申、候、猶、又、ル、槍、持、御、付、迄、儀、成、丈、ケ、手、人、召、連、出、シ
段、月、様、所、被、付、取、縮、来、無、抛、差、一、問、日、迄、二、可、被、其、連、出、シ
紙、出、候、事

一 衣類の儀八御定の貫(貫) 風呂敷包二
シテ名札を付、同日小荷駄方へ可
被差出、尤過しめびすぎ日有之候者送り不
被(及カ) 有事

同日(元治元子六月十九日)

一 軍装の事 被 有事
但甲冑小具又八鎖帷子等勝手次第、尤
暑中、且遠国御進発の儀二候えは利害を
相考へ成丈ケ無用の具相背(背)キ候様被仰付
一 袖印の儀八此間御触の通末々迄於に下用
右 立の外諸事去亥十一月御物定を以、被仰出
候 通の相違無之候事

同日(元治元子六月十九日)

一 今般京都御進発二付、且那樣御事、来ル
廿五日山御着の御積り、以、愛元被遊
御出馬時、兼て御供沙汰の々、来ル四
日、八、様、被、仰、付、出、浮、キ、限、及、遅、二、候、部、は、々
相揃候様被仰付候事 尤刻限及遅二候部は々
非常沙汰被仰付候事 尤刻限及遅二候部は々
一 一番貝二伍列を正し溜目拜礼相建候所へ、
一 一番貝二伍列を正し溜目拜礼相建候所へ、
一 一番貝二伍列を正し溜目拜礼相建候所へ、
右 通の相違無之候事

廻の所自身兵糧二被仰付候事
付り器械衣類共小荷駄方差出候処、自然事
半途の部有之候八、早速可被差出候事

右の分先日御触の通可被相心得候事
此度は御上京二付て八、御供の銘々格別御
勸渡は不被仰付、尤左の通り御心付被下
候事
一御家老より四組侍分迄、月別金式分宛被
下候事
一知行持家業人并無給同断、月別金壹分式
朱宛被下候事
一三固屋御中間分、月別金壹分宛被下候事
右の通可被相心得候事
右両通早速及廻達候事

月番 小国彦兵衛・俣賀多祿

元治元子七月朔日

一月番呼出にて益田三郎左衛門方より別紙
の通り半間中え相達候様との儀二付、早
速及廻達候事

別紙左の通り

一 号砲 壹発
一 右の相 二兼て御触面の揃場へ出揃の事
一 同 右を相 二乗船の事
右御上京御供人数、明二日出揃乗船迄の相
図二被仰付候事

付り隊と人数調へ相調、増野又十郎方へ
届出候様被仰付候事

同八日

一 今朝呼出にて益田三郎左衛門方より別紙
の通り半間中え相達候様との儀二付、早
速及廻達候事

旦那様別紙左の通り
屋馬過ル御事益御機嫌
出候七候日六日夕八ツ半時
有之昨候日依御乗船の御積中へり御座宿、被通御到所御
事候御之御家来御積中へり御座宿、被通御到所御

付り本文二付、旦那様へ披露状を以御殿罷出
候様被仰付候事

同(元治元子七月)廿二日

一 今朝呼出にて益田三郎左衛門方より別紙
及廻達候事

別紙左の通り

每月二日・十二日・都仕出日限前書の
通被仰付候儀、其心得を以出右日限前書の
御作法も有之儀、候は、随分小封二儀シテ
差出候様被仰付候事

付り本文の通被仰付候儀は、不経御役所
猥二書状差登候儀は、堅被差留候事

月番 松原八郎兵衛・大谷小源治

同年(元治元子)七月晦日

一 石州境 仏坂関門 通路の節、御家来中扶持
取末々二被到迄、自分々々、姓相達、聞届
路の上儀八人通候、尤鑑子・下人・育等通
八家の内何人、下可又通路候儀、八其者の名
前付印差出候て可有通路候儀、八其者の名

右の通沙汰被仰付候事

子七月

右の通早速及廻達候事、松原八郎兵衛・大谷小源次

＊ 育^ニ養子とし、また養子となること、
但し家督とは関係なし

＊ 益田親施^ト（田中助一著）によれば京都における動靜
は次のとおり

三十四日 浪華邸着
十四日 八幡着
九日 天王引山に轉陣・禁門の変起る
八日 此地直揚に出帆
廿五日 兵庫着
廿八日 海着
八日 須佐着
十五日 須佐出着
足徳山に幽閉せらる

＊ 『回天実記』によれば（抜粋）

一名ノ八
一般ノ陪月
全寝隨六
十食ヲ二日
一操日安テ日
市街ノ外寿日
家臣ノ居潜伺
人街ノ口耳相
又心ハ口耳相
ス。心ハ口耳相
接セ候シリス
主是ヲ許サ
君二於テズ
救ヲハル
策佐ノ須
画中山

元治元子ノ八月七日

一月番呼出シニて、益田三郎左衛門方より
別紙の通り、益田三郎左衛門方より
二紙の通り、益田三郎左衛門方より
付ては、早及筋廻間、益田三郎左衛門方より
之候は、今付、晚増野之候、又申紙様授有
催候、御事、昨日御候とて被遊御帰座候
旦那様御知事、被仰付候との事
二付、御知事、被仰付候との事

別紙左の通り

右思召二不相叶
段可申聞旨候事
益田右衛門介
御役被差替候
此

益田右衛門介
親類中并家老

右今般京師の拳動二付ては御危急相逼不
容易被遊御師苦候二付ては御危急相逼不
仕段一廉御来末々心領候地精引纏申談心配可
候段一廉御来末々心領候地精引纏申談心配可

右思召二不相叶
成御預召候二不此段可申聞旨候事
益田右衛門介
毛利淡路守様え被

益田右衛門介
親類中并家老

右思召二不相叶
成御預召候二不此段可申聞旨候事
別通御詮候不筋尤家儀之重最前被仰聞置相立
候様申合せ弥以精々心配可致候御用二置相立

付儀二付此、砌家来厚く申聞候様との心得肝要

子ノ八月七日

*** 嫡子精治^ニこの時三歳
毛利淡路守^ニは八月朔日、四枚目
令文の日付^ニは同日、『防長回天史』六四八頁

家事をも被捨置、老親稚児の恋慕も不被願

一途成被致勉、幾候志、今程却而身の不幸
不得止主人平生の志願見聞の限りを以、御歎

段の宜御仕候間偏二程候様、伏ての御感并を以、寛大
子様ノ御建議の行候様、御歎願候条、此

宅野太郎・内藤与三左衛門

*歎願 九月四日付のものを書きなおし提

*牛庵 元祥(須佐初代)

*重代(祖先から代々伝わる)

*吉川 岩国吉川氏、益田氏と深い関係がある

*仰徳神君 毛利元就のこと

*家名の瑕瑾 家身 家名を暇つけ財を

*戎狄 自外民へくびす、夷狄

*淵底 悔いる、深い事情

*御歎願 深い事情

同(元治元甲子)九月廿六日

一御用の義有之候条、只今邑政堂罷出候様と
三郎の衛門二方別紙、即刻及廻達候事へ相達シ

来月朔日より是迄稽古日の通り稽古被仰付候
心得肝要二候事、出勤の銘々穩便

付り 大小銃共砲発并太鼓打方不相成候事

子ノ九月

宅野太郎・内藤与三左衛門

元治元甲子十一月朔日 暮六ツ時

一 只今御用の儀有之候条、邑政堂へ両人罷出
候様、所の儀二役益付、城一左衛門・方原宗
の趣、山は今四ツ急、夜御通融、沙汰も御
は、談幕府より追討の御沙汰有り、出候趣

入勤後、仰付候様、御沙汰有之候趣、御所難斗

諸隊の御候、御沙汰有之候趣、御所難斗

御領海、内三領、越三、太三、山、口、申、合、軍、艦、由、申

出候、御領海、内三領、越三、太三、山、口、申、合、軍、艦、由、申

御領海、内三領、越三、太三、山、口、申、合、軍、艦、由、申

付り

小山、融、合、方、新、諸、隊、申、合、筋、蔵、方、其、夜

付り 福原、由、司、御領、分、え、も、同、様、二、て、罷、歸

一 前断授二付、即刻集會相催、申合見候所御家

御出候、相成候、半、月、番、見、度、其、段、申、出、置、候、事

然の歎願、申合候、成、候、間、見、度、其、段、申、出、置、候、事

の歎願、申合候、成、候、間、見、度、其、段、申、出、置、候、事

然の歎願、申合候、成、候、間、見、度、其、段、申、出、置、候、事

山口諸隊 奇兵隊をいう
福原 三太夫の一人福原をいう

同日夜九ツ時

一 只今御用の儀有之候条、邑政堂罷出候様二
との儀二付、城一、雄、罷、出、候、所、益、田、三、郎

末家 益田石見

立名 名前を出して面会を求めること
対 膝詰談判、二人差向いで、
相 膝詰談判、二人差向いで、
対 膝詰談判、二人差向いで、

同(元治元子ノ十一月)九日

一 只今御用の儀有之邑政堂罷出候様二と左
儀二付大谷小源二罷出候様二と左
衛門方より別紙御沙汰書被渡候様二と左
早別衛門方より別紙御沙汰書被渡候様二と左
速而鎮静の儀肝紙御沙汰書被渡候様二と左
及廻達候事

御沙汰書写

益田右衛門介
親類中
并家老共

右先達当役中より申置候様二と左
精次郎致補佐用より申置候様二と左
可令共申、家来右衛門介申置候様二と左
申付候様二と左
於鎮静可申、家来右衛門介申置候様二と左
令鎮静可申、家来右衛門介申置候様二と左

同日

一 公儀よ被仰聞候趣二付、御沙汰書之内小
源治家集り被仰聞候趣二付、御沙汰書之内小
二家名相違可立遣御及相付候様二と左
は家名相違可立遣御及相付候様二と左
色々申見相違可立遣御及相付候様二と左
御出家名見相違可立遣御及相付候様二と左
問て候、其内相分り次堂御聞様二と左
候事、其内相分り次堂御聞様二と左

月番

城一隼雄・大谷小源治
松原宗兵衛

同(元治元子十一月)十二日 白七ツ時

一 只今御用の儀有之邑政堂罷出候様二と左
来左衛門方より申置候様二と左
郎山立飛脚先刻着候様二と左
徳司信濃の御成儀申置候様二と左
国御別御沙汰書被渡候様二と左
の儀相成儀申置候様二と左
は様宜御沙汰書被渡候様二と左
御殿儀不の御沙汰書被渡候様二と左
主殿様宜御沙汰書被渡候様二と左
差出候様二と左
静第候二段授有之、別早速両通二シテ及
廻達候事

月番

大谷小源次・松原宗兵衛
山崎十郎左衛門

『回天実記』によれば

十三日 弘徳山(総)院あり、昨十一日
十一日 徳山(総)院あり、昨十一日
十日 腹九ツ御去、候様二と左
十日 夜四ツ御去、候様二と左
十日 昼四ツ御去、候様二と左
十五日 夜暴高正院を大義全明居土と諡行す
十五日 夜暴高正院を大義全明居土と諡行す

同(元治元子十一月)十九日

一 高正院殿初御供物仕度段願出候事
り旧例の通り御供物仕度段願出候事

覚書左の通り

初御備物仕度奉願候様二と左
覚書左の通り
り初御備物仕度奉願候様二と左
覚書左の通り
り初御備物仕度奉願候様二と左
覚書左の通り

御取成可被下候 頼存候 已上
当無し 月日 月番連名

付り

願出候段大組本人斗りえ及廻達候
其節格段御備物相成候御衆中は、被成御
振紙被差廻候様二と及廻達候事

月番 大谷小源次・松原宗兵衛

* 初度御法事 初七日
* 大組 土階級の

同(元治元子十二月)八日

(文意、月番者氏名より十二月と推定した)

一御用の儀有之候条今朝邑政堂へ罷出候様
との儀二付吉賀徳藏罷出候處、益田三郎
左衛門方より別紙(の)通及廻達候事
達候様との儀二付、早速及廻達候事

別紙左の通り

右来ル十日十一日例年の通り、餅米大可有
之勤渡被仰付候条、右日限の無間違取下ケ可
候事 同日

月番 吉賀徳藏・井上亀槌

同十一日

一高正院殿御四十九日御法事二付、非役大
組中より旧例の通り、御備物仕度段願出
候事

覚書左の通り

御四十九日御法事の奉願、非役半間中より旧
例の通り御取成可被下候願、候条、此段御席の
節宜様御取成可被下候願、月番連名
当無し 同日

付り 願出候(候)段大組本人斗りえ及廻達候
成御振紙、別段二御備物相成候御衆中は、被
被差廻候様二と及廻達候事

月番 吉賀徳藏・井上亀槌

覚

一高正院殿御四十九日御法事二付、非役半
間中より旧例の通り御寺え遣し候事
八 式 勿 例 通 御 寺 遣 候 事

* 八 八十文銭のこと、八 銭・八 等
はちまるせん、はちまる

同(元治元子ノ十二月)十二日

一御用の儀有之候条今朝邑政堂へ罷出候様
り候二付吉賀徳藏罷出候處、益田三郎
郎左衛門方より別紙(の)通及廻達候事
差留之哉候二候、追々共、随分頼と穩便二シテ
可有之哉候二候、追々共、随分頼と穩便二シテ

座等右は相次候て可然との事二御座候え
は、右は相次候て可然との事二御座候え
の、右は相次候て可然との事二御座候え
及廻達候条、已上各間へ差戻被下候為其達

同日 月番 吉賀徳藏・井上亀槌

同十九日

一御用の儀有之候条今朝邑政堂へ罷出候様
申来り候二付吉賀徳藏罷出候處、益田三
郎左衛門方より別紙(の)通及廻達候事
候様二付吉賀徳藏罷出候處、益田三郎

別紙左の通り

当夏之儀二進付候共、夫々御供の銘を不
有儀二進付候共、夫々御供の銘を不
度儀二進付候共、夫々御供の銘を不
左迄の御進候共、夫々御供の銘を不
式石の御進候共、夫々御供の銘を不

付り
来於役所廿四日五日兩日の間、御受仕可組方被之、
付右日限過御下て銀八当年の御条、下二方は不可被仰、

子十二月

(元治元子ノ十二月)

当年從儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
出候付儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
易御物入儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
形御差詰の儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
え準何れも御遣方等共、御家大來中付夏御宿不被仰
難波の儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
御詮儀を以公儀並高百石二儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
走被懸は御宿仰付候儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
年並二懸は御宿仰付候儀、御馳走石三歩方御宿不被仰
振相も有之、且御難波の御内輪此上の難被
及御詮儀二、前条の御内輪此上の難被
の御能々奉感戴、弥以御奉公の覚悟可有召
候事

付り
本文御返石米ノ儀八、尤來春二勘渡
被仰付候事
子十二月

月番 吉賀徳蔵・井上龜槌

同(元治元子十二月)廿六日

御用儀有之候條、只今邑政堂へ罷出候様申
來郎左衛門方吉賀徳蔵の趣、御事被成進
三御供役所御算違銀、御事被成進
発候儀は於中御方御算違銀、御事被成進
候の儀は於中御方御算違銀、御事被成進
用儀は於中御方御算違銀、御事被成進
有候儀は於中御方御算違銀、御事被成進
被相候間、御事被成進

月番 井上龜槌・吉賀徳蔵

元治二丑ノ正月九日

御用有候段、申來候左二衛門の方松野内邑政堂
罷出候、相達し候様、二衛門の方松野内邑政堂
達候事

別紙左の通り

是迄於英館習字場、御相立、諸士中趣の童幼、
罷出候様、御相立、諸士中趣の童幼、
已來習字場、御相立、諸士中趣の童幼、
学ひ候様、御相立、諸士中趣の童幼、

付り
本文の通り、被仰付候儀は、於に下習
字場相立候儀不及用捨候事

丑ノ正月

同十七日

同断相付松野内、出候、別紙及紙の通り、半
間断相付松野内、出候、別紙及紙の通り、半
猶前へ断相付松野内、出候、別紙及紙の通り、半
集會相付松野内、出候、別紙及紙の通り、半
段申出候事

別紙左の通り
御書下ケ写

益田右衛門介

右家名立遣候、段先は心得、も彌以無相違、鎮立静
方行届候、其旨能々相知心得、も彌以無相違、鎮立静
遣候、其旨能々相知心得、も彌以無相違、鎮立静
数可差出候事

*暴動ハ藩政府は大田方面の戦況ふるわず
(对奇兵隊)出兵を命じた

(同廿九日)

同廿九日呼出、二小原権兵衛・山崎十郎、左外
松原惣左衛門、二小原権兵衛・山崎十郎、左外

門呼出二一授ケの趣八付、此度脱
走儀共あり届候間、御御被仰、
ケ儀不有之候、御御被仰、
成候御付可有之候、御御被仰、
何候御付可有之候、御御被仰、
左候御付可有之候、御御被仰、
松野重内、御御被仰、
も無宅申出候事相儀、御御被仰、

付り別紙届出の写廻文へ冊添置候事
通本致問書候事格別気付も無之、左の

問書廉々

昨年於山崎、器械紛失の銘々へ早速御貸
渡被仰付可被下候事
御内、御御被仰付、御御被仰付、
候哉、左も無之節、御御被仰付、
事候、御御被仰付、
諸隊近辺へ押寄候由、爰元え罷出候節八
如何の所置二仕候て可然哉の事、粗承り申
諸隊より先達て書状差越候由、御心得二て御
候哉、承り度存候事如何の御心得二て御
座候哉、承り度存候事如何の御心得二て御

丑ノ正月

月番 俣賀多禄・松野重内

脱走の奇兵隊に加入し、脱走の儀を遂げ、
諸儀に御付可有之候、御御被仰付、
此邑後内、御御被仰付、
此邑後内、御御被仰付、

同年(元治二丑)二月十四日

御用の儀有之候、暫職増野藤右衛門方より左
兵衛の儀有之候、暫職増野藤右衛門方より左
の通授ケ有之候、御御被仰付、
一屯集所当日撤限・御家来中着用方・其
右外用意物之事、御御被仰付、
右二廉別紙廻文え冊添置候事

松原八郎兵衛・増野太兵衛

* 松原宗左衛門月番松原八郎兵衛と同一
* 別紙なし 人の筈、あるいは変名をその儘使ったのかも

元治二丑ノ三月二日

今般御家内様、明後日山口え被遊御発駕
候二就ては、出候儀、宜との授り、
早御暇及廻達候事、御御被仰付、

同日

今般御家内様、山口え被遊御出候二付て
は、半間中様、山口え被遊御出候二付て
熊尤様の儀は、御御被仰付、
早御暇及廻達候事、御御被仰付、

元治二丑三月三日

此度巨那様・仙相院様山口え被遊御発駕
候二頼注文書相調持せ差出させ候事、
御御被仰付、

付り 御初穂とシテ銀壺両致神納候事
尤八銀ニシテ遣し候事

注文書左の通

原手紙調 御祈禱物 吉通

尤組頭御用人を除キ御供頭を八除キ不申候事

付り 御祈禱物致仕出候段及廻達候事

竹熊^二武熊^一親施^二男旦那様^二嗣子^一精次郎^二後の精祥をいう家督の事について山口行

同(元治二丑三月)六日

御用の儀有之候条只今邑政堂罷出候様との儀に増野弥市郎罷出候處、罷出候様と方より授付の趣は、冬被仰候、渡方御返宮の儀に於て、御米相達候様との事二付、早及廻達候事

月番 松原平左衛門・内藤与三左衛門 増野弥一郎

同廿日

只今御用の儀有之候条邑政堂罷出候様申来り候に、紙増野弥市郎罷出候處、丹宮との授付、早及廻達候事

別紙左の通り

来ル廿二日兼て被仰出の前の以、大蓋寺の仰付候條、先達被相揃候事

付り 当日の兵糧自身用意被仰付候事 次第被仰付候事

大明神御臨時祭被仰付候、依之御家来中

両日間勝手次第二参詣被仰付候条、可被罷出候事

付り 地方町浦迄勝手次第参詣被仰付候事 付り 町向の儀八奇^(寄)進昇提灯勝手次第被仰付候事

登^二前^一唐津の通りといふ意 高倉山^二江崎湾南方海岸^一 大藍寺山^二尻^一 大瀨寺後丘、須佐一円に合図

同(元治二丑三月)廿一日

只今御用の儀有之候条邑政堂罷出候様申来り候に、野弥市郎罷出候處、申方引被仰付候趣、天明廿二日集候の儀に於て、御米相達候様との事二付、早及廻達候事

同廿七日

御用の儀有之候条只今邑政堂罷出候様申来り候に、野弥市郎罷出候處、左衛門より被仰付候趣、早及廻達候事

元治二乙丑三月

旦那様御事、於山口御家督被仰付候二付候事

文案

今般旦那覚
間中、より先例の家督御首尾被仰候
候条、此段御席の通節宜様御取成可被下候
頼存候己上序？
月日 月番連名

付り
是迄の儀八半間惣代為御出候處、此度
御儀は申上様方爰を被遊願御出候處、
一の統御申上候間、元本遊の御住付、
出其段半申候及は達候通、献上物文願
尤四組頭・御取次と廻除候事

(元治二丑ノ)四月五日

御用の儀有之候条、只今邑政堂罷出候様申
来候二方の儀、別宅野太郎罷出候處、益田三郎左
衛門の方の授り、別紙の通り、早速及廻達候事
様二との授り、別紙の通り、早速及廻達候事

別紙左の通り
御時勢二付ては、外患御立候、急務の儀
、此度館中入陣、練被仰付候、御諸儀
来中、且々勸相夕、稽古之儀、精可入候事
怠有之、心懸を以朝、稽古之儀、精可入候事
も、入令古相夕、稽古之儀、精可入候事

付り
稽古日割の儀は兼て御定の通りニシ
テ其余銃陣調練可被相調候事

来ル十日より高島流銃隊専務として三論
日外、一統の稽古、古人数不残出勤、稽古は
其有之候事、稽古、古人数不残出勤、稽古は
可入、人数の儀八、御定メ、人数、諸半間
入番、八支配等へ、致沙汰、人数、諸半間
右月代、早速致人撰、大概は、人数、諸半間
様

相揃稽古可有之候事
一 扶持取無給の御家人、三箇屋御中間分
農町兵共、入込人数の外、相心懸成文ケ可令
通勤、稽古被差免候間、相心懸成文ケ可令
出陣、銘日勤の面着、館中より仕出被仰付候
右の通り沙汰被仰付候事
四月五日 宅野太郎・金子新蔵

同(元治二丑四月)十四日

御用の儀有之候条、只今邑政堂罷出候様申
来候二方の儀、別宅野太郎罷出候處、益田三郎左
衛門の方の授り、別紙の通り、早速及廻達候事
と儀二付、別紙の通り、早速及廻達候事

別紙左の通り

旦那様御幼年二付、毛筑前候様・依田石見様
周布治部様へ御後見の御事二候条、此段家来
中へ御心得候事、四月十四日 宅野太郎・金子新蔵
様可被心得候事

同十九日

御用の儀有之候条、只今邑政堂罷出候様申
様申来候二付、金子新蔵罷出候處、松本良
左衛門の方の授り、別紙の通り、早速及廻達候事
候様との授り、別紙の通り、早速及廻達候事

別紙左の通り

先日より銃陣三十日稽古被仰付候處、明
朝より八号砲を打候間、相図ニシテ
可有出勤候事、御用・病氣等二て不勤の
三十八日稽古へ達、入込人数の儀も、昼迄は
三十八日稽古へ達、入込人数の儀も、昼迄は

の括り八不致月番へ受取、扣帳は別紙
二一帳相調包数の括り斗致し、参慥二致御紙
引渡方安富九郎兵衛へ各兩人持て参慥二致御紙
一月番へ受取扣の儀八献銃出銀付も紙の
内え入置候事

同(元治二一五月)廿五日

一月番御用の儀有之候条、邑政堂罷出候様
との儀二付吉賀徳三罷出候、別紙の通
半間の儀申達候様二との儀二付、早速及
廻達候事

別紙左の通

(空白)

丑五月

俣賀多禄・吉賀徳三

慶応元丑ノ六月二日

只今御用の儀有之邑政堂罷出候様申来候郎二
付大谷小源治罷出候所職役増野又十郎方
被申渡候趣、御事、急の思召立にて明日より
一仙相院様御事、急の思召立にて明日より
山口え被遊御事、急の思召立にて明日より
仰付、尤此度儀は段半間中へ送御知せ及
と儀二候差急儀二付、両通二送御知せ及
廻達候事

同六日

同断二付及廻達候事

別紙左の通り

一此内の雨天統二下、田万村於湊組二田畠
虫余の儀申出被差免候付、就於下今夜中除ケ
の所業も有之候由、風可申哉も難斗候間
一愛元えも響キ相聞へ可申哉も難斗候間

不審無之様為心得内意申達候事

同(慶応元丑六月)廿日

同断二付早速及廻達候

別紙左の通り

今般從公儀、御軍定被仰出候付、御内輪の所
も大變候被仰付、御軍已來帳改被仰付候条、則
此相能々被相心得、御軍彌以役調練可為専務候事
当番大谷小源治・井上龜槌

*御軍定ハ二州一致の軍制成立の事か
る農民層をも結集した拳藩一致の態勢をと

同廿九日

同断二付井上龜槌罷出候所、暫職増野与次
方遊御申渡候趣、仙相院様御事、今日山口より
被尤此間中へ早速御道間へ御知せ被仰付候
通り半間中へ早速御道間へ御知せ被仰付候
慶応元年丑七月朔日
大谷小源治・井上龜槌

慶応元年丑七月朔日

一今朝増野弥市(郎)邑政堂罷出候所、職
座増野の義二付、及廻達候事
座増野の義二付、及廻達候事

付り 別紙の義八諸廻文仕出シえ綴添置候
(別紙なし)

同年七月四日

一今薄暮、松原平左衛門、心光寺御軍政方罷
出候御立職付於館中、校郎授兩の愛元被召度
寄隊明日より於館中、校郎授兩の愛元被召度

て八出勤相図とシテ号砲有之候との義二
付、早速及廻達候事

同年同月（慶応元丑七月）四日

一増野弥市郎邑政堂罷出候処、職座増野又
十郎より別紙の通半間中え相達候様との
義二付、早々及廻達候事

付り 別紙の義八諸廻文仕出え綴添置候事

同年同月九日

一右同断

同年同月十日

一松原平左衛門 罷出候処、職座増野
又十郎より授中、之候主八殿、度御賢
旦那様御幼年中、桂候殿、懸代御の
義御奉書とを以被仰、渡候二付義八懸
申上候様申上の義、尚の着義二付及廻
二て御歎申上候様、仰候の義二付及廻
候事

同年同月十一日

一松原平左衛門 罷出候処、職座増野又
よ敷次候趣、今先出候、職座増野又
間有御取揚之候、今先出候、職座増野又
八所御取揚之候、今先出候、職座増野又
有之候、今先出候、職座増野又
仰付候様、間中第仰、相咎達候、御詮
早々及廻達候事

* 乱走 脱走

同年同月十三日

一松原平左衛門 罷出候処、増野又十郎より
別紙の通半間中え相達候様との義二付、
早々及廻達候事

付り 別紙の義八諸廻文仕出シの内え綴添
置候事

(別紙なし)

同年同月十二日

右同断

同年同月十七日

右同断

当番 松原平左衛門・増野弥市郎

慶応元丑ノ八月十八日

一御用の儀有之候条、只今邑政堂罷出候様申
来郎二方別紙の宅通野太郎罷出候所、職座増野
の儀二付、紙の早通及廻達候事

一当役中 別紙左の通五ツ時出勤ニテハツ下り
一定法二被仰付候事

付り

難差置御用筋有之節は、本文下り刻
限二不拘儀二候へ共、成文速二相運ひ候
心得肝要二候事

一御家来中、諸願書を始め届出候事、其外惣て
役出向中、拘り候儀申出候様、仰付候儀
中宿勤、於に御宅は御用筋申出候様、仰付候儀
下候、申出候儀、御宅は御用筋申出候様、仰付候儀
於宅候申出候儀、御宅は御用筋申出候様、仰付候儀

付り

付り

本文の通り被仰候格も非常又は難
差置儀は宅被仰候格も非常又は難
当役申出候儀は宅被仰候格も非常又は難
二申出候儀は宅被仰候格も非常又は難

一御家来中、御用二付、邑政堂呼出シ被仰付
罷出候節は、御用二付、邑政堂呼出シ被仰付
右の通昨被仰出候事、自今心得違ひ無之

様改めて沙汰被仰付候事
丑ノ八月

月番 金子新蔵・宅野太郎

慶応元年丑ノ九月五日

一御用の儀有之候条邑政堂罷出候様申来候
二付、早速及廻達候事

授ケ左の通

一來ル廿三日より於大蘆寺授戒供養有之候
二付、御女様へ方申度被遊御候養有之候
三及於下も授戒事尚又先般同々本儀再別
二付、勸仕の候節寺納相成候銘々儀は建
志次第名化等申度由、寺申入相成候々儀は建
内右授候との事養申度由、寺申入相成候々儀は建
授候との事養申度由、寺申入相成候々儀は建

* 会え 多くの人が集まって行なう仏事

同十六日

一邑政堂へ呼出の儀申来二付、薄暮吉賀徳三
罷出候処、左の通授ケ二付、早速及廻達
候事
付り 差急儀二付両通ニシテ差廻候事

授左の通

一明十七日より練場御地開二付、御加勢の
儀、此の内御触達被仰付候、御加勢の
付、明此の内御触達被仰付候、御加勢の
沙汰、可被仰付候、御加勢の
堅被差留候との候授有之候事
御後加勢の儀は追而

同廿三日

一主殿様御事御用二付、今日山口被遊御発
駕の儀も当日御道触有之候事
送二、尚御歎

付り 廿四日七ツ半山口御発駕の御到来
候月番へ相拘儀八無之候へ共、為念添記置別

丑九月

月番 俣賀多禄・城一隼雄

慶応元年癸丑八月十八日

館中稽古の次第

一高島流稽古とシテ御家来中・農・町兵迄
五十人宛館中入込、五日代りにして稽
古被仰付、其余は通ひ稽古二被仰付候事
付り 市中在郷共二御飯米是迄の通被立下
候事
付り 市中在郷共二自力を以入込の儀は、
勝手次第被仰付候事

一高島流銃隊役付の部四人宛館中入込教授
被仰付候事

付り 前二同断

一高島流太鼓打方稽古とシテ兩人宛入込被
仰付、其余は通稽古二被仰付候事
付り 前二同断

一大砲打方教授方の内屯人宛入込手次教授
被仰付候事
付り 前二同断

一大隊訓練の儀は月兩度宛被仰付候条、市
中在郷共二少々の気分相は差押へ出勤被
仰付候事

付り 屯日分并当自身用意被仰付候尤無
格已下農町兵の儀は、追て其月の御飯米
被立下候事

一文学剣槍稽古の儀は当分月三度宛被仰付
候尤間合を以致稽古候儀は、勿論勝手
次第被仰付候事

稽古日割

次罷出候処、別紙半間達シ候様二
との儀二付、早速及廻達候事

別紙左の通り

一 小々役目溜り米・知行米等相混シ年貢米
免杯申出、儀上納二被立候有哉・候処、
已来右様其役座々不仰付、
目納へ相立候儀は、お付受て、身被仰付、
上土貢の方趣も有之候、様先已前の通候被仰付、
御詮儀の趣も有之候、様先已前の通候被仰付、
候事

丑ノ十月

栗山半左衛門・大谷小源次
増野太兵衛

(慶応元) 丑ノ十一月六日

一月番御用の儀有之井上龜槌罷出候所、装
条銃、此度御貸の替外御家来中望の者有之
候八被仰付候と引入の授残二付、無利五ケ年及
達シ候仰付候と引入の授残二付、無利五ケ年及
候事

十一月七日

一月番御用の儀有之増野、一郎罷出候所、
増野又十御方の儀有之増野、一郎罷出候所、
御用座迄被差出候様二、の来、授付、迄、早
速及廻達候事

十一月十七日

一月番御用の儀有之井上龜槌罷出候所、増
趣有之、郎小よ、授之、井上、此度御留候の、
段公儀、大方の儀有之、古の、打、分、儀、候、差、留、候、
放発儀、御不沙汰、旨、儀、二、付、早、速、
此段及廻達候事

一月番御用の儀有之、増野弥一郎、邑政堂、え
罷出候所、増野又、郎、方、終、二、此、度、夫、々、
当春已来、沸騰、の、次、第、二、付、於、下、申、合、
御動向は、愁訴、論、唱、者、有、之、候、八、御、詮、儀、
明向は、異論、相、及、者、有、之、候、八、御、詮、儀、
聞動向は、異論、相、及、者、有、之、候、八、御、詮、儀、

尤廻の御事、御沙汰書二有之候事

尤廻の御事、御沙汰書二有之候事

丑ノ十一月

所勤 増野弥一郎・井上龜槌

* 当春已来、沸騰、の、次、第、二、付、覚、書、慶、応、元、年、十、一、

* 御沙汰書、須、佐、中、内、紛、二、付、覚、書、慶、応、元、年、十、一、

の堂沙汰員、あ、り、送、併、せ、回、天、軍、方、二、三、日、塞、

(慶応元) 十二月三日

御用の儀有之、只今、邑政堂、罷出候様、申、
二付、小儀、有、之、只、今、邑、政、堂、罷、出、候、様、申、
御出被遊介、罷出候、是、處、諸、君、來、日、申、
無遠慮、御出被遊介、罷出候、是、處、諸、君、來、日、申、
様職増、致、候、様、内、々、間、候、御、達、者、候、
急様、思、召、通、二、御、供、成、可、然、候、御、達、者、候、
差急儀、二、思、召、通、二、御、供、成、可、然、候、御、達、者、候、

* 旦那様、主殿をいう。以下おなじ

同四日

一 邑政堂罷出候様との儀二付吉賀徳三罷出

候処、別紙半間中え相達し候様二との儀
二付、早速及廻達候事

別紙左の通り

右来ル七日八日例年の間違り餅取下ケ可有之勤渡
被仰付候条、右日限無の間違り餅取下ケ可有之勤渡
事

丑ノ十二月

(慶応元丑ノ十二月)

覚

一育英館諸稽古の所、已来左の通り日割稽
古一度大仰付候儀尤高島流銃隊御手中、入組前を
此日番小队御手組順相候小へ隊宛館中込隊を
以日代り二シテ日銃衆引連、入間二小队
司令の面々候事銃隊引連、入間二小队
稽古可有之候事銃隊引連、入間二小队

大砲隊稽古の儀も右二準シ、一砲隊事
宛五日代シテ入込、稽古可有之候事

一文学寮入込の儀八、学頭助教の内吉人、
為読師助役の内式宛、幼年の代り新し、
入込被仰付候間申合せ素読教授被仰付候事
勤入被仰付候間申合せ素読教授被仰付候事

稽古日割

二ノ日
三六日
四九日
三ノ日
二ノ日
右の通被仰付候事
学頭講釈隊大砲
高島流銃隊
剣術抜刀
槍術訓練
大砲隊

右の通被仰付候事
丑ノ十二月

(慶応元丑)極月十三日

月番御用有之、吉賀徳三邑政堂、罷出候処、
職役増野又十郎方より授の趣八、去夏御進

発御相間御供人数へ少御心附被立候候、
用頃御違用、今へ御心附被立候候、
番御銀致方配当候様有彼之候付、取、
二御介子迄銘出残り銀致下ケ受方、
国政御介子迄銘出残り銀致下ケ受方、
御進発御供人数へ及廻達候事

御進発御供人数へ及廻達候事
月番 小国政介・吉賀徳三

*頃日〓このごろ、近頃

慶応二寅正月十四日

一今朝月番呼出二付金子新蔵罷出候処、増
様野又十郎事二付、早速及廻達候事へ相達候

別紙授書扣

御家の来中幼年の者習字場を以賀多禄宅御借上
ケ道の十理五歳已下幼見合者、彼方罷習字可付上
候之候、尤右習字二年限、彼方上越習字迄
の有通候、勝手次第相学候様被仰付候事

寅正月 侯賀多禄・金子新蔵

同年寅ノ二月廿七日

一御用の儀有之候条、只今邑政堂罷出候様申
来りより、井上龜樵候儀、此節御意、
方付御被仰付候儀、御節御意、
二、御被仰付候儀、御節御意、
御間何被仰付候儀、御節御意、
出、其及、可廻達候間、早御様成、
為、其及、可廻達候間、早御様成、
被、其及、可廻達候間、早御様成、

月番 栗山半左衛門・井上龜樵

(続 く)